（ＯＣＲ申請書等による申請等に係る手数料の納付方法）

第二百三十九条の六　ＯＣＲ申請書等による申請又は申込みに係る手数料は、当該手数料の額に相当する額の収入印紙を納付書（第三十一号様式）に貼つて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該申請又は申込みをする場合において、当該申請又は申込みを行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～六の三　（略）

六の四　法第二十条第四項の規定による届出の受理

七～三十五　（略）

三十六　削除

（削る）

三十七　特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限

イ～ト　（略）

チ　法第百四条第三項の規定による届出の受理

リ　法第百四条第四項の規定による届出の受理

ヌ～ケ　（略）

三十七の二～四十一　（略）

四十二　法第百三十四条の三第一項ただし書の規定による許可

四十三　法第百三十四条の三第二項の規定による通報の受理

四十四～六十五　（略）

２　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一　（略）

二　法第二十条第六項の規定による権限

三～五　（略）

六　法第九十九条第一項の規定による権限（第二百四十二条の二第一項第十一号に掲げるものを除く。）

七　（略）

第二百四十条の二　地方航空局長は、前条第一項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件

（ＯＣＲ申請書等による申請等に係る手数料の納付方法）

第二百三十九条の三　ＯＣＲ申請書等による申請又は申込みに係る手数料は、当該手数料の額に相当する額の収入印紙を納付書（第三十一号様式）にはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該申請又は申込みをする場合において、当該申請又は申込みを行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～六の三　（略）

（新設）

七～三十五　（略）

三十六　法第九十九条の二第一項ただし書の規定による許可

三十六の二　法第九十九条の二第二項の規定による通報の受理

三十七　特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限

イ～ト　（略）

（新設）

（新設）

チ～ヤ　（略）

三十七の二～四十一　（略）

四十二及び四十三　削除

四十四～六十五　（略）

２　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一　（略）

二　法第二十条第五項の規定による権限

三～五　（略）

六　法第九十九条の規定による権限（第二百四十二条の二第一項第十一号に掲げるものを除く。）

七　（略）

第二百四十条の二　地方航空局長は、前条第一項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件